

九州電力川内原子力発電所の拙速な再稼働に反対する会長声明

1. 平成26年9月10日、原子力規制委員会は九州電力に対し、川内原子力発電所（1号機及び2号機）が新規制基準を満たしたとして設置変更を許可する審査書を交付した。そして、伊藤祐一郎鹿児島県知事は同11月7日、同原子力発電所の再稼働に同意した。

そのため、川内原子力発電所については東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という。）後の新規制基準下で初めて再稼働がなされる可能性が高まっている。

2. しかし、福島原発事故による被害は多くの避難者を生むなど極めて甚大であり、現在においてもその収束の目途すらたっていない。
3. また、原子力規制委員会による新規制基準は不十分であるとの指摘もなされている。

すなわち、わが国では基準地震動（原発の耐震設計上、原発を襲うであろうことを想定すべき地震動）を超える地震動が原発を襲ったことが過去10年間で5回に上っており（平成26年5月21日・大飯原発差止訴訟判決・福井地裁判決でも前提としている事実）、川内原子力発電所が新規制基準に従って耐震設計されたとしても、安全性が確保されているといえるかということについて、必ずしも疑問が払しょくされているとはいえない。

また、始良カルデラなど3つのカルデラ火山については、過去においてその火砕流が川内原子力発電所敷地に到達した可能性は否定できないとされており、また、日本火山学会などをはじめとして、噴火予測の限界が指摘されている。このようなことから、川内原発の運転期間中に、破局的な噴火によって深刻な事故が発生する危険性が必ずしも払しょくされているとはいえない。

さらに、万が一の過酷事故発生の際の避難計画の策定は、新規制基準の対象とはなっていない。そのため、現状の避難計画では、住民を確実に、安全に避難さ

せることができるか、疑問も呈されている。

また、そもそも福島原発事故の原因及び経過について現時点で必ずしも解明されているとはいいがたいことから、現時点において福島原発事故の教訓を活かして原子力発電所の安全性を確保することはそもそも困難である。

4. 以上の事柄に鑑みると、福島原発事故と同様の悲劇を繰り返さないためには、拙速な再稼働を避け、福島原発事故の原因及び経過を解明し、これをふまえて万全の安全対策が講じられるとともに、事故時に周辺住民が安全に避難できる「実効性のある避難計画」の策定がなされることが不可欠であり、これらのことがなされない限り、川内原子力発電所の運転がなされてはならない。
5. そこで、当会としては、川内原子力発電所の拙速な再稼働を避け、福島原発事故の原因及び経過を解明し、これをふまえて万全の安全対策を講じるとともに、事故時に周辺住民が安全に避難できる「実効性のある避難計画」が策定されない限り、九州電力株式会社に対しては、同発電所の運転をしないことを求め、国に対しては、同発電所を運転させないことを求める次第である。

平成27年2月4日

宮崎県弁護士会

会長 柏田 芳徳

